

議案第二十一号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年三月十二日

三朝町長 安田真一郎

平成二年三月十三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項の表中「三百三十万円」を「三百万円」に、「百九十二万五千円」を「百七十五万円」に、「四十四万円」を「四十万円」に、「十六万五千円」を「十五万円」に、「十三万二千円」を「十二万円」に、「四万四千円」を「四万円」に改める。

第三十四条の六中「百分の十四・七」を「百分の十二・三」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第二条 改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）第三十一条第二項の規定は、平成二年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は同条第三項の期間に係る法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の町民税については、

なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第四十八条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る町民税の均等割として納付した又は納付すべきであった町民税の均等割については、なお従前の例による。

3 新条例第三十四条の六の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の町民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の町民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第四十八条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十一条の八第一項の規定の適用を受ける予定申告人が提出するもの以外のものに限る。）の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る町民税の法人税割として納付した又は納付すべきであった町民税の法人税割については、なお従前の例による。